

第1章 総論

第1節 大津市の概況

1 位置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の南西部に位置し、地形的には山と湖にはさまれた南北に細長い滋賀県の県都です。京阪神と東海や北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

本市は日本で最も大きい琵琶湖と関わりが深く、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。



方位	地名	経度、緯度	距離	隣接地名
極東	上田上 大鳥居町	東経 136° 02' 36''	東西 20.6km	草津市、栗東市
極西	山中町	東経 135° 48' 53''		京都市、宇治市
極南	大石 小田原町	北緯 34° 52' 17''	南北 45.6km	甲賀市、宇治田原町
極北	葛川細川町	北緯 35° 17' 05''		高島市

2 気象

御陵町の気象 (資料：大津市消防局)

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく、暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺の市街地では、夏季の日中には気温が高くなります。

	気温(°C)			年間 降水量(mm)
	平均	最高	最低	
平成 17 年	15.0	35.4	-4.2	1,190
18 年	14.9	36.7	-3.6	1,772.8
19 年	16.4	35.3	-2.2	1,351.0
20 年	15.2	36.2	-2.6	1,555.5
21 年	15.2	34.6	-1.4	1,417.5
22 年	15.4	35.8	-2.7	1,767.0
23 年	15.0	36.0	-4.3	1,619.0
24 年	14.7	35.7	-3.6	1,339.0
25 年	15.1	36.0	-1.9	1,366.5
26 年	14.9	36.1	-2.4	1,224.0
27 年	15.4	37.0	-1.8	1,574.5
28 年	15.8	35.1	-4.8	1,465.0

3 人口と面積

市制施行時の明治 31 年 10 月 1 日に 14.20km²であった面積は、隣接町村との合併や琵琶湖の市町境界確定などを経て、現在では 464.51 km²となり、県面積(4,017.38 km²)の約 11.6%を占めるに至っています。

人口は、市制施行時には 32,446 人でしたが、合併や住宅開発などによって、平成 15 年 7 月 29 日に 30 万人を突破し、志賀町との合併を経て、平成 28 年 10 月 1 日には 342,322 人となっています。

面積と人口の推移

年月日	面積(km ²)	人口(人)	区分
明治 31.10.1	14.20	32,446	市制施行
昭和 7.5.10	28.39	42,364	滋賀村合併
昭和 8.4.1	62.48	69,116	膳所、石山町合併
昭和 26.4.1	154.50	102,860	雄琴、坂本、下阪本、大石、下田上村合併
昭和 42.4.1	303.68	159,442	瀬田、堅田町合併
平成 17.10.1	302.33	304,122	(面積は平成 15 年から国土地理院公表面積に統一)
平成 18.3.20	374.06	327,479	志賀町合併 (人口は平成 18 年 3 月末現在)
平成 19.10.1	464.10	331,842	琵琶湖の市町境界確定による面積の変更
平成 26.10.1	464.51	342,818	計測方法の変更による面積の変更
平成 27.10.1	464.51	342,369	
平成 28.10.1	464.51	342,322	

4 土地利用

土地利用状況を見ますと、森林が最も多く、54.3%を占め、宅地(住宅用地・工業用地・その他の宅地)、農用地はそれぞれ 8.0%、5.0%で、相対的に低くなっています。

都市計画区域は市域の 70.9%で、このうち市街化区域は 18.0%(市域の 12.8%)です。市街化区域の中では住居の用途地域が 8 割近くを占めています。

土地利用状況(全市)

区分	面積(ha)	構成比(%)
農用地	2,329	5.0
森林	25,204	54.3
水面・河川・水路	9,815	21.1
住宅用地	2,498	5.4
工業用地	210	0.5
その他の宅地	997	2.1
道路	1,813	3.9
その他	3,585	7.7
合計	46,451	100.0

(資料:第5次大津市国土利用計画)

都市計画・用途地域等の指定状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	面積(ha)	構成比(%)	
都市計画区域	32,910.0	70.9	
市街化区域	5,936.0	12.8	
用途地域	第1種低層住居専用地域	935.2	15.8
	第2種低層住居専用地域	21.0	0.4
	第1種中高層住居専用地域	1,282.3	21.6
	第2種中高層住居専用地域	127.4	2.1
	第1種住居地域	2,073.5	34.9
	第2種住居地域	204.6	3.4
	準住居地域	14.7	0.2
	近隣商業地域	197.2	3.3
	商業地域	478.2	8.1
	準工業地域	296.4	5.0
	工業地域	287.1	4.8
工業専用地域	2.5	0.0	
市街化調整区域	26,974.0	58.1	

(注)市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、一部用途地域に未指定地があるため。

5 産 業

市内にある事業所の総数は 11,991 事業所で、そのうち従業者 10 人未満の事業所が 9,265 事業所あり、小規模な事業所が多くなっています。産業別では卸売業・小売業が 2,557 事業所と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が 1,445 事業所、医療・福祉が 1,150 事業所、サービス業(他に分類されないもの)が 1,104 事業所となっています。(平成 26 年経済センサス-基礎調査による)

第2節 環境の概況

1 自然環境

大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なり、一方が琵琶湖に面しています。そして、周囲の山々からは、数多くの河川が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

また、気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されています。しかし、都市化の進展に伴い、植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人々が豊かな自然とふれあうことができるよう、様々な施設の整備や自然観察会などを行うとともに、自然環境調査を実施してきました。

メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10, 9	8, 7, 6	5, 4	3, 2, 1	総メッシュ数
1974年	16 (4.2%)	273 (71.7%)	66 (17.3%)	26 (6.8%)	381
1996年	3 (0.8%)	240 (63.5%)	64 (16.9%)	71 (18.8%)	378
2008年	14 (3.7%)	243 (63.8%)	64 (16.8%)	60 (15.7%)	381
	15 (3.3%)	282 (62.2%)	80 (17.7%)	76 (16.8%)	453

(資料:大津市自然環境調査報告書)

(注 1) 琵琶湖岸部で植生図の範囲の差があり、メッシュ数が調査年で異なる。2008年の上段は合併前の旧大津市域での数値を示す。

(注 2) 相対自然度とは、植生自然度(環境省による10段階の指針)の高さとそれらの面的な広がりから求められた“植生からみた自然さの程度”を表す。

2 生活環境

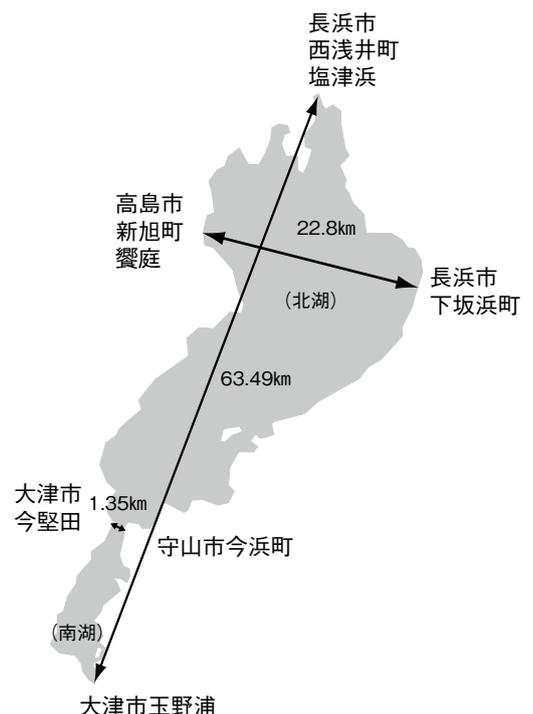
(1) 水環境

① 琵琶湖の概況

琵琶湖は今から約400万年前に誕生したといわれ、バイカル湖、タンガニーカ湖、カスピ海とともに世界で20程しかない古代湖の一つです。淀川水系に属し、琵琶湖大橋より北を北湖、南を南湖と呼んでいます。

面積も大きく、多様な環境を持つことから生物相は非常に豊かで、約1,100種もの動植物が生息しています。これらの中には、世界中で琵琶湖にしか見られない固有種(亜種、変種を含む)も多く存在し、その数は60種以上にも及ぶ学術的に貴重な湖です。しかしながら近年、ブラックバスやブルーギルといった^{がいらいぎよ}外来魚が増殖し、琵琶湖の生態系に大きな影響を与えています。

平成5年には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地に指定され、生物の生息場所としての重要性が国際的にも認められています。また、琵琶



琵琶湖は本市を含む近畿約 1,400 万人の水道水源として、また水産業、観光資源としても重要な存在です。

琵琶湖の概要

琵琶湖の面積	670.25 km ² (県面積の約 1/6)
南北の長さ	63.49 km
最も幅の広いところ	22.8 km
最も幅のせまいところ	1.35 km
琵琶湖のまわり	235.20 km
最も深いところ	103.58m
平均の深さ	約 41.2m
北湖の平均の深さ	約 43m
南湖の平均の深さ	約 4m
貯水量	275 億 m ³ (うち南湖 2 億 m ³)

② 河川の概況

市内には一級河川が 73 本あり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入しています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

本市では、市内主要 24 河川(26 地点)について定期的に水質監視を実施しています。市街地部を流れる河川の水質は流域の下水道整備が進み、水質は概ね良化傾向にあります。また、農村部を流れる河川は水量が比較的多く、水質は概ね良好です。

(2) 大気環境

① 大気

大気汚染は、工場・事業所等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康及び生活に有害な影響を及ぼします。

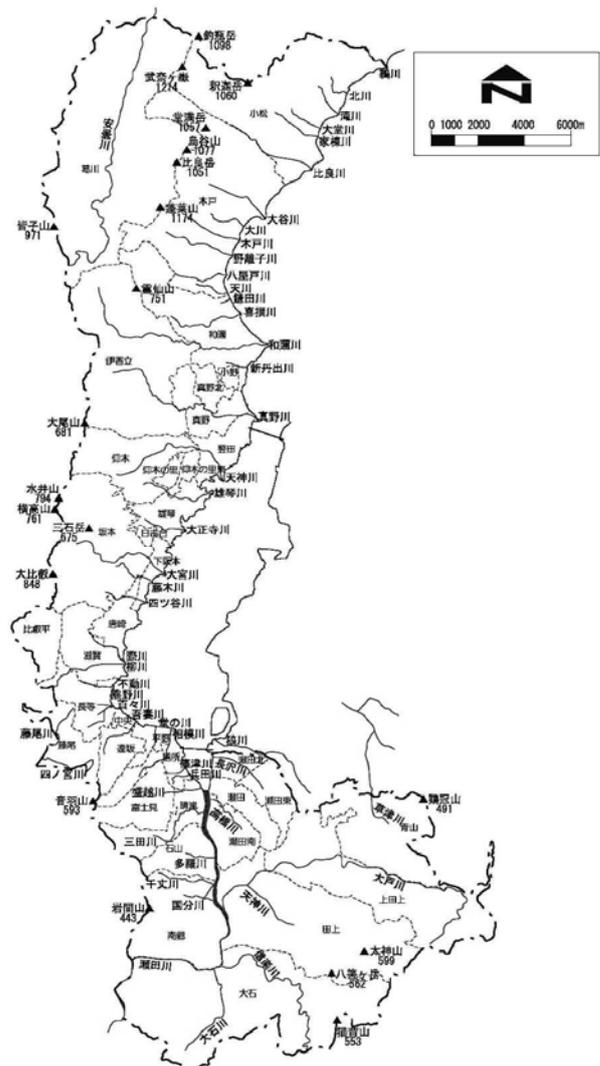
本市は、概して大きな固定発生源もなく、大気の状態は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから、局所的に自動車等移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握も行っています。

大気汚染の実態を把握するため、本市では自動測定機による大気汚染常時監視測定局を設置し、現在、一般環境測定局 4 ヶ所、自動車排ガス測定局 3 ヶ所で測定を行っています。

調査結果については、年度や測定局で多少の変動はあるものの、全般的には、近年は横ばいで推移しています。平成 28 年度は、光化学オキシダントがすべての局において環境基準を超えていましたが、その他の項目は全て達成していました。

固定発生源については、大気汚染防止法及び県条例に基づき届出されているばい煙発生施設は 393 施設(平成 29 年 3 月末)あり、その約 57%がボイラーです。近年では施設設置者が都市ガスなどの良質燃料への転換を図るなど、大気汚染の防止が図られています。

市内の主要な河川



② 臭気

悪臭は、人の感覚に直接不快感を及ぼし、快適な生活環境を損なう要因となります。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業が主なものですが、浄化槽、ペットの臭い、水路の悪臭など広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものも多くなっています。

平成 24 年 3 月 31 日までは悪臭防止法の「濃度規制」による 22 物質が規制対象となっており、規制地域は葛川の一部を除く全地域が対象でした。悪臭物質は多種多様で、規制対象物質以外の物質や複合臭が原因となる場合もあります。このため、規制方法を平成 24 年 4 月 1 日から「臭気指数規制」に変更し、規制地域も市内全域に変更しました。これは、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法を用いるものであり、規制対象物質以外の物質や複合臭にも対応できます。

(3) 音環境

騒音は人の感覚を直接刺激し、休養や睡眠の妨害等に影響を及ぼすため、身近な公害問題として苦情が多く寄せられます。

騒音の発生源は工場や事業場、建設工事、自動車・鉄道等の交通騒音のほか、日常生活に伴う近隣騒音まで多岐に渡ります。また、振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼすもので、工場の機械設備、くい打ち等の建設作業、自動車・鉄道等の交通機関によるものなどが主な原因となっています。

近年は都市化に伴い、建設作業の騒音と近隣騒音が増える傾向にあります。

建設作業の騒音については、発生源に対して騒音防止対策の指導を行っていますが、近隣騒音については地域社会における一人ひとりの騒音に対する周辺への心がけと配慮が重要となってきます。

交通騒音については、本市では名神高速道路、京滋・西大津両バイパス、湖西道路、国道1号、新幹線に加え、平成 24 年 12 月に志賀バイパスの延長区間が供用され、これらの主要幹線道路や鉄道の沿線住民から騒音防止対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策等を含めた総合的な対策が必要となっています。新幹線鉄道騒音については、国の基準に基づき民家防音工事が実施されてきました。

(4) 廃棄物

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに大別されます。産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等をいいます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、家庭から排出されるごみやし尿等の家庭系廃棄物と事業系一般廃棄物がそれにあたります。本市においては、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な課題が生じています。

① ごみ

本市におけるごみ量の推移は、長期的に見ると平成 12 年度をピークに、平成 16 年度以降は減少を続け、平成 28 年度のごみ量は 95,091t と減少傾向で推移しています。

今後も循環型社会を目指し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進していきます。

② し尿

本市における平成 28 年度のし尿、浄化槽汚泥の量は 14,326.3kl で、公共下水道の整備・普及にともない減少傾向にあります。

そうした中で、下水道計画区域外及び当分の間下水道の整備が見込めない下水道整備計画区域内の地域については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和 63 年度から補助制度を設け浄化槽設置の普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であることから、浄化槽管理者への啓発を行い、一層の維持管理の徹底を図っています。

3 快適環境

本市では、昭和 60 年 3 月、快適環境整備計画“煌めき大津”（大津市アメニティ・タウン計画）を策定し、大津湖岸なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的な町並み保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度などを行ってきました。

平成 15 年 10 月には、全国で 10 番目となる古都保存法による「古都」の指定を受け、名実ともに「古都大津」として全国に認められることとなりました。

こうした動きと並行して、まちづくりにおける景観づくりの基本理念となる「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」の制定（平成 16 年 4 月 1 日施行）、さらに「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」の策定を行い、これからの景観形成の基本方針、実現のための方策を示しました。

平成 18 年 2 月には、先の基本方針や方策を「大津市景観計画」として計画を策定し、景観に関する規制誘導を行っているところです。

先人から受け継いだ貴重な景観を守り、育て、次代に継承していくため、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進し、いつまでも美しく輝き続ける古都大津にふさわしい風格あるまちづくりを目指しています。

4 地球環境

本市では、市の環境特性と環境問題への取り組みの経験を生かし、地球環境を保全するための課題と具体的な行動を示すとともに、市民、事業者、行政のパートナーシップ（協働）により、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした『大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ（第 1 次）』を平成 12 年 3 月に策定し、地球環境保全を推進するための取り組みを進めてきました。

この計画は、平成 22 年度までを計画期間とし、「平成 22 年度に、市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 2 年度の排出量より 6%削減すること、その他の温室効果ガスについては可能な限り削減に努めること」を総合目標に掲げ、「エネルギー」、「自動車・交通」、「ごみ減量・グリーン購入・リサイクル」、「オゾン層の保護」、「琵琶湖と生きもの」をテーマに市民、事業者、市のそれぞれが取り組みを進めることを示しました。

市ではこの計画に基づき、地球環境の保全のための取り組みを進めました。またこれと並行して、市民・事業者・行政が協働して地球環境保全の取り組みを推進することを目的に「おおつ環境フォーラム」が平成 13 年に設立され、積極的な取り組みが推進されてきました。

これらさまざまな取り組みの結果、平成 22 年度の市民一人当たりの二酸化炭素排出量は、平成 2 年度（参考値）に比べ 13.9%減少しており、『アジェンダ 21 おおつ（第 1 次）』に示す目標値を達成しました。

なお、第 1 次計画の間、合併に伴う市域の拡大や人口増加といった社会情勢の変化、地球環境保全に関する国内外での条約や法令などの制定の動き、さらには地球環境問題に対する市民の意識の高まりなど、地球環境問題を取り巻く情勢は大きく変化し、このことを踏まえ、「アジェンダ 21 おおつ」（第 1 次計画）の第 2 次計画として、平成 23 年 3 月に『大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ（第 2 次）』を策定しました。

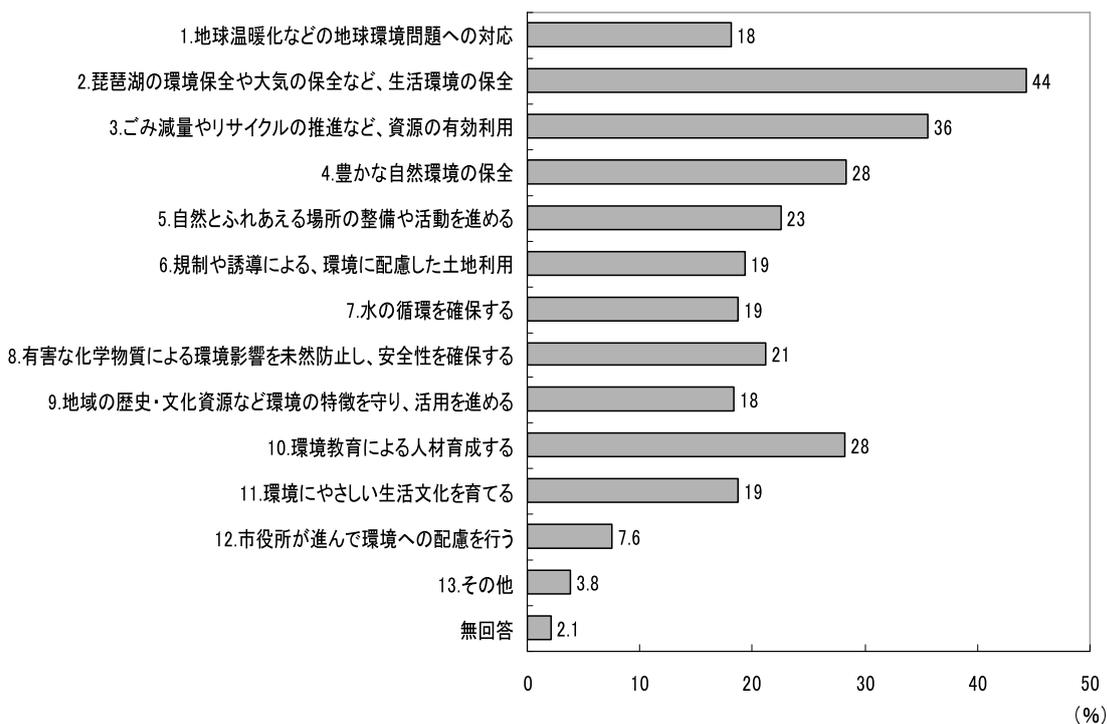
『アジェンダ 21 おおつ（第 2 次）』は、平成 23 年度から平成 32 年度を計画期間とし、「平成 32 年度までに、温室効果ガス排出量を平成 19 年度比で 34%削減すること」及び「多様な生きものを理解し、育み、そして未来につながる大津を築くこと」を目標に掲げ、地球温暖化と生物多様性を重点的に取り組む地球環境問題としています。現在はこの計画に基づき、地球環境を保全するための取り組みを進めています。

5 市民・事業者の環境に関する意識

(1) 市民の環境に関する意識

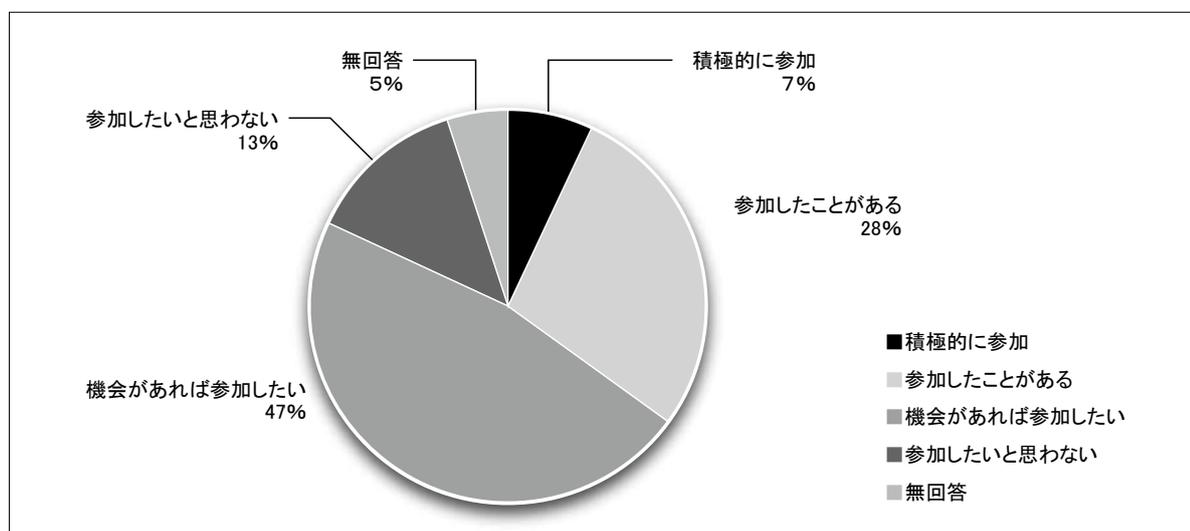
平成 21 年度に実施した環境問題に関する市民意識調査によると、大津市行政に対して「琵琶湖や大気環境」の取り組みが必要と答えた人は全体の 44%を占めて最も多く、続いて「ごみ減量やリサイクルの推進」(36%)、「自然環境の保全」「環境教育の推進」(いずれも 28%)が求められていました。

問 環境を良くするために大津市が取り組むべきことについて(複数回答)



また、環境保全活動への参加についての問いには、「積極的に参加」あるいは「参加したことがある」は全体の 35%あり、「機会があれば参加したい」を加えると全体の 8 割以上あり、環境保全活動への参加意識の高さがうかがわれました。

問 環境保全活動への参加について(択一)



(2) 事業者の環境に関する意識

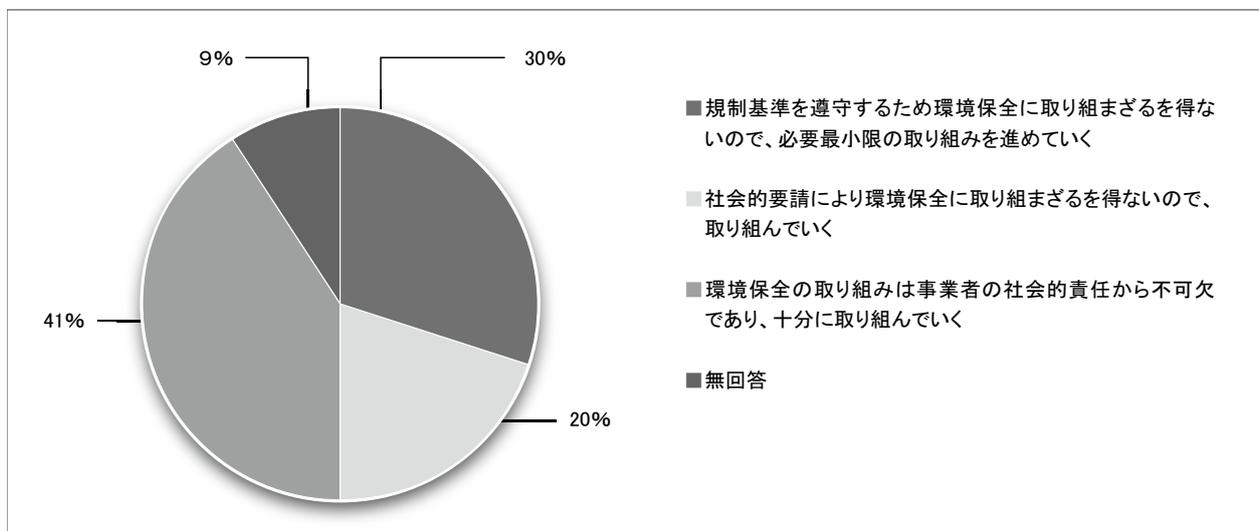
平成 21 年度に実施した環境問題に関する企業意識調査によると、「環境保全の取り組みは事業者の社会的責任として不可欠であり、十分に組み込んでいく」という回答が全体の 41%と最も多く、事業者の環境保全に対する積極的な姿勢がうかがわれました。

具体的には、経費節減に結びつくりサイクルの推進、節水、省エネルギーなどに積極的に取り組まれています。

また、事業者の環境管理の推進の手法として ISO14001 の認証取得の取り組みが推進されており、市内の事業所において平成 29 年 6 月末現在で 37 事業所(日本適合性認定協会提供資料)が取得されています。この他、中小企業向けに、ISO 14001 の趣旨に沿って用語や規格の内容をシンプルにした「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」や、環境省がガイドラインを策定している「エコアクション21」など ISO14001 以外の取り組みもあります。

他にも、事業者は全市的な環境保全活動や地域の活動にも積極的に参加するなど、本市の環境保全の推進に大きな役割を果たしています。また、独自に事業所周辺の清掃を定期的に行うなど、率先した取り組みも行われています。

問 環境保全への取り組みについての考え(択一)



問 環境保全への取り組み状況(択一)

